

厚生連診療所だより

ピロリ菌の検査はされましたか？

もしピロリ菌が陽性と診断された方は除菌されることをお勧めします。

なぜ除菌が必要なのでしょう？

ピロリ菌は、「胃がん」「胃潰瘍」「十二指腸潰瘍」に大きく関係していると考えられていますが、除菌することで、これらの病気のリスクを下げる可以说われています。

除菌治療の条件

- ・胃カメラ検査にて萎縮性胃炎や慢性胃炎などと診断された方。
- ・血液や呼気のピロリ菌検査で陽性であった方。 など



【 除菌治療の流れ 】

- ① 1回目の除菌：胃酸を抑える薬＋抗生物質（2種類）を1週間服薬します。
※この期間は「禁煙」です。
- ② 除菌確認検査：服薬終了約1ヵ月後、ピロリ菌の有無を確認します。
○除菌成功の方：終了です。約半年後に胃カメラで胃の状態を確認します。
×除菌失敗の方：2回目の除菌が必要です。
- ③ 2回目の除菌：1回目除菌とは違う抗生物質を含む3種類の薬を1週間服薬します。
※この期間は「禁酒」です。
- ④ 除菌確認検査：服薬終了約1ヵ月後、ピロリ菌の有無を確認します。
○除菌成功の方：終了です。約半年後に胃カメラで胃の状態を確認します。
×除菌失敗の方：3回目の除菌が必要です。
- ⑤ 3回目の除菌：専門医療機関での治療が必要です。
※紹介状を作成いたします。

厚生連診療所では保険診療による検査・治療ができます。

お気軽にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

熊本県厚生連診療所

TEL：(096) 328-1055

内線：2800